

農業者年金制度の ポイント

国庫補助)を受ける場合の保険料です。

また、支払った保険料の「全額が社会保険料控除対象」となり、税制面でも有利となっています。

●次世代を担う若い農業後継者等に手厚い政策支援を行っています。

※政策支援を受けるには、年金納付期間が20年以上見込まれること及び農業所得が900万円以下であることが必要です。政策支援による保険料の月額は国庫補助額を含めて20,000円となります。

【表1】

区分	補助対象者	国庫補助額()は自己負担分	
		35歳未満	35歳以上
①	認定農業者で青色申告者		
②	認定就農者で青色申告者		
③	①又は②の者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者又は後継者(経営主が農業者年金に加入していないてもかまいません)	10,000円 (10,000円)	6,000円 (14,000円)
④	認定農業者又は青色申告者のいずれか一方を満たす者で3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円 (14,000円)	4,000円 (16,000円)
⑤	35歳未満の後継者で35歳まで(25歳未満の者は10年以内)に①の者になることを約束した者		—

●新規加入者の声

中尾勇一さん夫妻は、白菜2.5ha、キャベツ2.5ha、サツマイモ2.5ha、人参1.5ha、スイカ0.8ha、菊0.1haを経営されています。奥さんの泉さんは農業者年金にすでに加入されていましたが、夫の勇一さんは、農業者年金は掛け金が選択でき、積立方式で全額社会保険料控除されることを知り、今年度加入されました。「まだまだ若いですが、今から老後の話でもすっか。」と笑顔で顔を見合わせていました。



中尾泉さん・勇一さん(大隅町)

●受給者の声

山下好弘さんは、平成24年9月に65歳となり、農業者年金の新規受給者となりました。「農業者年金はありがたい制度です。これまで頑張って年金を掛けてきたからもらえるんですね。元気でこれからも長生きしたいです。」と話されました。



山下好弘さん(大隅町)